

## 答 申

### 第1 審査会の結論

滋賀県知事(以下「実施機関」という。)が「平成16年度第 - 号 通常砂防測量業務委託および平成16年度第 - 号 通常砂防測量業務委託の低入札価格調査審査委員会の議事録」(以下「本件対象公文書」という。)について行った公文書一部公開決定は、本件対象公文書の特定に誤りがあるため、これを取り消し、さらに、本件対象公文書は存在しないものと認められることから、改めて非公開決定をすることが妥当である。

### 第2 異議申立てに至る経過

#### 1 公文書の公開の請求

平成17年6月22日、異議申立人は、滋賀県情報公開条例(平成12年滋賀県条例第113号。以下「条例」という。)第5条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、本件対象公文書の公開請求(以下「本件公開請求」という。)を行った。

#### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求に係る公文書として、本件対象公文書を特定した。

同年7月1日、実施機関は、本件対象公文書中の調査対象者の印章、調査結果、経営状況、取引金融機関および入札理由については、調査対象者(法人)の商行為の利益保護のため条例第6条第2号に該当し、また、予定価格(設計単価)および調査基準価格については公正な評定を行うことの妨げとなるため条例第6条第6号にも該当するとして非公開とすることとし、公文書一部公開決定(以下「本件処分」という。)を行った。

#### 3 異議申立て

同年7月8日、異議申立人は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定に基づき、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

### 第3 異議申立ての内容

#### 1 異議申立ての趣旨

本件処分は情報公開制度、個人情報保護法に違反する。以下の理由により、当該処分は誤りであるので取り消すべきである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見陳述において述べている異議申立ての理由は、次のように要約される。

- (1) 交付された議事録が正当なものなのか疑わしい。請求した議事録と異なるものや、請求していないものが公開された疑いがあり、請求者の利益を侵害している。
- (2) 委員会出席者の記載のない議事録は、不自然である。また、最低価格入札者が県に提出すべき書類に人員配置計画や、執行体制計画が含まれているにもかかわらず審査の内容として、

そのことが触れられていないことも不自然である。単なる議事の概要で中身に入らない内容と使われた資料が付いているだけで、これは到底議事録と言えるものではない。

- (3) 本件は、請求者本人(=異議申立人)に公開していない。他人(自分が経営する会社の従業員)に公開され、当該従業員を通じて請求者に手渡されたものである。個人名で請求していたのに、実施機関は、私の了解がないのに、従業員が入札に行った時について従業員に渡してしまった。しかも、実施機関は、封もせずに本件対象公文書等を従業員に渡している。
- (4) 異議申立人が、実施機関の担当者に対し、他人に公開したことおよび議事録の記載内容が疑わしい旨の抗議を行ったところ、意味不明で要領を得ない回答がなされた。ただし、議事録の内容について、担当者は「議事録を修正します」と言明した。しかし、翌日に「議事録は作っていない」との電話があり、前日の発言内容と相違していた。このことは、決定の処分を崩すものであり、当該処分が誤りであったことを証明するものである。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書および口頭説明において述べている内容は、次のように要約される。

- (1) 議事録については作成していないため、公開できるものがないことから、「湖北地域低入札価格調査審査委員会の開催日時、開催場所、案件名、審査の内容を記載した書面」と調査に係る諸様式の調査書等の一部公開できるものを通常の公開形式に準じて公開した。議事録ではないが、湖北地域低入札価格調査審査委員会へ資料を提出して審議いただいているので、議事に用いられた資料を提供すれば請求者の意向に沿うと思い、公開したものである。
- (2) 低入札価格調査審査委員会では議事録を作成することにはなっていない。運営要綱に議事録についての規定はない。「湖北地域低入札価格調査審査委員会の開催日時、開催場所、案件名、審査の内容を記載した書面」は通常作成しない。これは、入札結果調書、低入札価格調査書等の資料だけを提示するのではわかりにくいので、請求者へ説明するために特別に作成したものである。
- (3) 議事録について、本件異議申立て後の平成17年9月2日付けで異議申立人から再度同じ内容の公開請求がなされ、その際には「議事録は存在しない」として、平成17年9月13日付けで非公開決定を行っている。
- (4) 公開実施の当日に入札があり、請求者が経営する会社の従業員が来庁したことから、便宜を図るつもりで本件対象公文書等を渡したが、その際、会社の従業員に封筒に入れずに手渡してしまった。このことについては、誠に申し訳なく請求者に謝罪を行ったところである。請求者本人との事前の連絡調整や意思確認を経ないまま事務処理を進めたことによるものであり、今後は適正な事務処理に努めたい。

## 第5 審査会の判断

### 1 審査会の判断理由

#### (1) 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第1条および第3条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うものであり、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第6条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第6条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

当審査会は、以上を踏まえたうえで以下のとおり判断する。

#### (2) 本件対象公文書について

実施機関は、「湖北地域低入札価格調査審査委員会の開催日時、開催場所、案件名、審査の内容を記載した書面」と会議資料である、入札結果調書、低入札価格調査書、低入札価格積算内訳調査票、低入札価格の理由書を本件対象公文書として特定している。

これに対して異議申立人は、対象公文書の特定に誤りがあると主張しており、以下、本件対象公文書の特定の妥当性等について検討する。

#### (3) 本件対象公文書の特定の妥当性について

異議申立人は、実施機関が公開した本件対象公文書は自分が公開を求めた議事録と言えるようなものではなく対象公文書の特定が誤っている旨を主張する。

これに対して実施機関は、議事録については作成しておらず、公開できるものがないことから、「湖北地域低入札価格調査審査委員会の開催日時、開催場所、案件名、審査の内容を記載した書面」と調査に係る諸様式の調査書等の一部公開できるものを通常の公開形式に準じて公開した旨を説明している。

そこで、当審査会が、本件公開請求の内容がいかなるものであったかを確認したところ、公文書公開請求書の「請求する公文書の名称または内容」欄には、「平成16年度第 - 号 通常砂防測量業務委託および平成16年度第 - 号 通常砂防測量業務委託の低価格調査審査委員会の議事録」と記載されていることが認められた。この文言を厳密に受け止めれば、議事録という名称が付された文書以外は対象公文書にならないことになるが、本件処分の際、実施機関としては、議事録の代わりになりそうな文書があるため、これを対象公文書として特定すべきと判断したものと考えられる。

たしかに、本件のように議事録について公開請求があった場合、議事録という名称にかか

ならず、公開請求の趣旨等を含んで理解し、「議事、審議の経過、結果を記録した文書」と解するのが相当な場合もあり、このように解した場合、実施機関が特定した本件対象公文書も「低入札価格調査審査委員会の議事、審議の経過、結果を記録した文書」に該当する余地はあったといえる。

しかしながら、本件の場合、実施機関は、本件対象公文書として特定した文書は請求者へ説明するために特別に作成したものであるとしており、この点から見て、実施機関が行った対象公文書の特定にはそもそも問題があったといえる。

請求者の意思に応えようとした実施機関の意図については一定理解することができるが、情報公開条例に基づく公開請求権は、あるがまま（現状のまま）の形で公文書を公開することを求める権利であり、実施機関には、新たに公文書を作成または加工する義務はないと解されているものである。従って、請求後に新たに作成した文書は、請求時点で存在していなかったものである以上、対象公文書として特定すべきものではなかったといえる。

以上のことから、本件対象公文書の特定については、誤りがあったものと認められる。

#### （４）本件対象公文書の存否について

前述したように、本件対象公文書は湖北地域低入札価格調査審査委員会の議事録であるが、実施機関は、湖北地域低入札価格調査審査委員会ではその運営要綱に議事録を作成する旨の規定がなく、従前より議事録を作成することとしておらず、議事録は一切存在しないと説明している。

一般的に議事録作成の要否は、事務遂行上の必要性に応じて実施機関が判断するものであって、いかなる場合においても議事録の作成が義務付けられているものではないと考えられる。実際、当審査会が運営要綱を確認したところ、湖北地域低入札価格調査審査委員会については、実施機関の説明のとおり、運営要綱に議事録の作成を義務付けるような条項が規定されていないことが認められ、そのことからすると、議事録が作成されていないとしても特段不合理とはいえないと考えられる。

以上のことから、議事録については作成されておらず存在しないものと認められる。

以上により「第１ 審査会の結論」のとおり判断するものである。

## 2 審査会の意見

なお、当審査会は、本件諮問事案について次の事項を意見として本答申に付帯して提言する。

### (1) 請求後に作成した文書を本件対象公文書として特定したことについて

実施機関は、対象公文書として特定した文書は存在しないものであったため、今回、特別に請求者へ説明するために作成したものであると説明している。

しかしながら、前述したように情報公開条例に基づく公開請求権は、あるがまま（現状のまま）の形で公文書を公開することを求める権利であり、実施機関には、新たに公文書を作成または加工する義務はないと解されているものである。そのため、本来、請求時点に対象公文書が存在しない場合は、不存在を理由として非公開決定をすべきものであったといえる。

無論、実施機関の判断で別途文書を作成して提供することが可能な場合に情報提供というかたちで対応することは認められるが、請求時点で存在していないにもかかわらず、請求後に作成した文書を対象公文書として特定して公開するのは公文書公開請求の対応として適当とはいえない。今般の実施機関の対応については、情報公開制度に対する理解が不足していたものと指摘せざるを得ない。

対象公文書の正確な特定は、公文書公開請求に係る事務の基本であり、今後はこのようなことがないように情報公開制度の適切な運用に努められたい。

### (2) 公開実施の際の対応について

異議申立人は、本件については、個人名で公開請求していたのに、実施機関が請求者の了解もないまま他人（異議申立人が経営する会社の従業員）に本件対象公文書等を封もせずに渡してしまった旨を主張する。

実施機関は、こうした異議申立人の主張について概ね事実関係を認めている。実施機関によると、公開を実施する前に、請求者に対して公文書一部公開決定通知書を送付するか電話等により事前に請求者本人と公開を実施する日時を調整する必要があったところ、本件においてはそれらを行っていなかったとのことである。公開実施の日時についての事前の連絡調整は当然のことであり、それがなされていなかったということについては、不適切であったと指摘せざるを得ない。

また、公開の実施は請求者本人に対して行うのが原則であり、請求者本人以外の者に渡す場合には、公文書公開請求についての代理人としての資格の有無や請求者本人の意思を確認する必要があったにもかかわらず、その確認を行わないまま、しかも、封筒にも入れずに文書等を渡してしまったとのことである。本件公開請求は、請求者が経営する会社としてではなく、個人として行われたものであり、たとえ請求者が経営する会社の従業員であろうと請求者以外の者に、しかもそれが封筒にも入れずに渡されてしまえば、異議申立人が個人として行った公開請求の内容が、本件公開請求とは関係ない者に知られてしまうことになる。

誰がどのような公開請求を行ったかという情報は、保護されるべき請求者の個人情報であり、その取扱いには相当な配慮が求められるところである。それにもかかわらず、こうした対応がとられたことについては、個人情報の取扱いが不適切であったと指摘せざるを得ない。

今後はこうした不適切な事務処理が行われることがないように充分留意されたい。

### 3 審査会の経過

当審査会は、本件異議申立てについて、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
平成17年 9月16日	・実施機関から諮問を受けた。
平成18年 3月15日	・実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成18年 7月24日 (第138回審査会)	・諮問案件について、資料に基づき、事務局から説明を受けた。
平成18年 8月25日 (第139回審査会)	・実施機関から一部公開決定について口頭説明を受けた。 ・異議申立人から意見を聴取した。
平成18年 9月21日 (第140回審査会)	・諮問案件の審議を行った。
平成18年10月31日 (第141回審査会)	・諮問案件の審議を行った。